

2021年7月30日

文化庁次長 矢野和彦様
文化庁参事官（芸術文化担当） 山田素子様

演劇緊急支援プロジェクト

AFF事業の進捗と第二次募集に向けた改善点と コロナ禍に苦しむ演劇界に向けての今後の継続的な支援に関する要望

2021年7月12日に発令された東京、沖縄の4回目の緊急事態宣言を受けて、この一年半以上、要請に従い、自粛を重ね、活動継続が困難な状況と常に背中合わせにあった、演劇・舞台芸術はいつそう厳しい状況に陥っています。

また、東京都をはじめとする感染者の急増に伴い、関東3県などに再度緊急事態宣言の発令が検討されるなど、新たな事態も生じています。

東京をはじめとする多くの地域で、観客の50パーセント以下のイベント、5000名以下のイベントは可能であるとはいえ、イベントの制限は、団体・主催者の経済事情を圧迫しています。また、宣言が出ていない地域でもイベントを行う条件として「50パーセント制限」が、エビデンスもないまま自治体によって講じられることにも、大いに危機感を抱いています。

総じて、第三次緊急事態宣言の発出を受けて5月27日に要望書を提出した際より、状況は悪化しております。

そのようななかで、期待と希望であった、文化庁のARTS for the future!(AFF)事業も、一次応募の大幅な審査の遅れ、二次応募の詳細未発表などで、上演まで数ヶ月の準備期間を必要とする演劇は、上演日程の調節や資金繰りに追われることとなり、疲弊の度が高まっているのが現状です。

団体によっては、申請中にもかかわらず、上演の中止、延期を決めるところも出始め、また二次応募への申請を取りやめざるを得ない団体も出ています。経済的なことに加え、稽古場としての公共施設の利用に宣言発出とともに突然、制限がかかることも理由の一つです。

すでに実施済みの公演を抱え不採択となった団体、また採択の可否がなかなか出ない団体も大きな負担、不安を抱えながらの毎日を過ごしております。

当初の制度設計の時点から状況が変化しているなど、文化庁や事務局のご苦労は十分お察ししますが、だからこそ、今、現在不透明になっている部分を明確化し、また現状に対応する新たな運営方向、枠組みを構築することが、文化芸術エンターテインメント関連の多くの団体、フリーランスから求められています。

また、そのためにも今後のことを含め、制度を作る側、その恩恵を受ける側、官民が一体となった協議と制度設計、運営が強く求められているのではないのでしょうか。

その中で、プロジェクトでは「不採択事例」「AFFに関する要望」アンケートを実施し（別紙）、現状を鑑みて、作り手側も何ができるか、協力できるかを考え、今回の要望をまとめました。

一部、5月に出した要望と同様のものがありますが、引き続きの検討、実施をお願いしたく、改めて重ねて要望いたします。

要望

1、 AFF 事業を現在の危機に対応したものとして機能させるために

5月の要望の中で以下のことをまず申し上げました。

『このような状況にあって、今現在決定している公演を行うことは、新たな作品を制作することであり、それ自体、今後の公演活動の可能性を拓げるものです。そして厳しい環境下で全国での公演を実施することは、憲法に保障された「最低限の文化的生活」を国民に享受していただくために、公演活動自体が「意欲的な取り組み」であること、その意義を もっと政府内での共通認識にすべきです。』

現在の状況の中では、さらに公演活動自体の意義は高いものと考えます。開催の有無、観客の有無が問題となったオリンピックが開催されることの是非が問われていますが、観客に対して意欲的、積極的取り組みが求められるAFFは、当初の制度設計から考え、現状ではいささか歪なものに変容している部分があることは間違いありません。

しかし、演劇の上演にあたり、ほぼ全ての団体、劇場は、公のガイドラインの遵守はもちろん、さらにハードルの高い自主ガイドラインを設定し、上演を実施してきました。こうした公演がそれぞれ意欲的な取り組みであり、そうした公演そのものを助成し、支援するという認識の上に立った採択は、現状制度の中でも微調整を重ねることで決して不可能ではないと考えます。

1) 審査のスピード化

現在のAFFをめぐる多くの問題は、採択不採択の通知の遅れにより起こっているといえます。

準備に一年、最低でも三～四ヶ月を要する演劇・舞台芸術公演では、当初より一ヶ月遅れの7月下旬に変更された採択可否の連絡は、致命的な遅れがあります。そして現状を鑑みるにさらなる遅れも懸念されています。すでに、今年度新たに発送された新規企画の申請は行えない状況といえるでしょう。これ以上の観劇機会・上演の減少を防ぐために以下のことを要望します。

1- 1 審査における必要条件の明確化。不採択の具体的な理由の公示

不採択事例のアンケートでは、不採択事由として通知があったものとして、

- ・団体についての要件が満たされていない。
- ・プロとしての活動が確認できなかった
- ・主催実績・活動が確認できなかった

が挙げられ、多くの人がこの理由について「納得できない」と回答しています。その根拠は、「申請要綱にしたがって書類の作成をしているのに」「書類のどこに不備があるか足りないかわからず質問しても教えてもらえない」ということにあります。中には、文化庁から過去に助成を受け、公演事業をしているにも関わらず、団体としての要件が満たされない、とされた例もあります。

この不採択事由を具体的に明確化することが一次申請、二次申請の審査のスピードアップにつながります。

この事由が明確になれば、不採択となった申請も具体的な修正をし、再度二次募集に申請することが可能ですし、今後、初めて応募する企画の書類も精度が増すのではないのでしょうか。

一次募集の審査は7月下旬終了とされていますので、もう時間はありませんが、不採択事由が明確になっていれば、採択を待っている団体の中で、申請を取り下げ、新たに修正して再提出した団体も出てきたと考えられます。

また、かなりの数であると思われる二次募集で初めて申請を考えている

団体の申請も、不適切なものや、修正が必要なもの、最初から不採択に当てはまるものが減少するのではないのでしょうか。

そして、同一人物が複数の団体で申請を出している、あるいは実現性に乏しい企画（主催者の人件費が高い）など不適切な申請があり、審査に遅れが出ているのではないかという声もあります。

当プロジェクトの参加団体はじめ、統括団体など作り手側があらゆるチャンネルを通じ、不適切不採択事由の周知に協力し、呼びかけ行うことができます。

その結果、審査のスピードアップにつながり、また応募件数が多かったために不採択を増やした、途中で審査基準を変えた、などアンケート回答に見られた疑問に対する答えにもなるのではないのでしょうか。

1-2 継続支援事業での採択の活用

継続支援事業においてBの団体申請が採択された団体においては、無条件で団体として認定、採択される方向で審査されていることと思います。（中には、まだ連絡がこない団体もあるようですが）、この基準を広げ、継続支援事業においてA-2で採択された個人が中心となっている団体も、実績として認め無条件に団体の規定を満たすことにすることによって、審査のスピード化が促進すると考えます。

1-3 経費費目などの具体的な事例の公表

申請可能経費についての明確化を求めます。例えば、制作人件費は経費として認められないというアナウンスがコールセンターによって行われてきましたが、制作人件費を計上して採択された事業が多々あります。また衣装費は「認められないので出演料に含んでくれ」という案内もありました。これも衣装費として計上、認められた事業があります。

このようにコールセンターの対応にばらつきがあり、修正の依頼も多くなるものと考えられます。また申請書類を作成する上でも負担になっています。

具体的な事例をFAQに掲載、あるいは継続支援事業の際に行った統括団体がまとめた質問に回答していただく、などの対応が、申請者、審査をする側、双方の負担を減らし、結果審査のスピード化、については豊かな文化芸術の実演につながるのではないのでしょうか。

2) 事業期間の延長

第一次募集の結果の通知のスピード化とともに、特に一次募集の審査の遅れ、第二次申請の申請開始の遅れを鑑みると、12月までの事業期間での事業実施は多くの困難が伴います。AFFの事業期間の2022年2月までの延長を求めます。

*本助成事業において対応できない場合、2021年度補正予算での1月-3月における上演支援の有効な施策を求めます。

3) 「キャンセル料支援」の50パーセント制限での上演での運用。

第四次の緊急事態宣言などでの公演の延期中止に対する「キャンセル料支援」の適用を明言していただき、安心した団体も多いです。感謝いたします。

しかし、50パーセント制限により、中止、延期に至らないまでもチケット収入予定を急遽組み直さざるを得ない状況が生まれています。そして、この収入減に対しての支援は現在、何もない状態です。AFFの「キャンセル料支援」の、50パーセント制限で上演を行うことに変更した団体への適用も、合わせて求めます。

*本助成事業において対応できない場合、2021年度補正予算で50パーセント制限での上演支援の有効な施策を求めます。

4) 公演を実現するために 他の助成金との関係について

すでに要望しているところではありますが、改めてAFFと他助成金の併用についてお願いいたします。文化庁事業について言えば、それぞれの事業目的に応じた支援方法があるために、公演に関わる直接経費を対象経費としないものもあります。自治体等の助成金は特定市町村における公演が対象となることが多く、お互いが補完しあって、現在の状況に対応できる財源となり得ます。

現在、単独の助成金の活用だけでは上演、団体の維持でさえも難しい状況

があり、複数の助成の獲得は、文化芸術の継続への努力であることを、ぜひご認識いただければ幸いです。

最後に。

最初に申し上げた通り、AFFは文化芸術を作り上げていく者にとって、現在「期待と希望」であります。

こうした制度を作っていただき、本当に感謝しております。

しかし、現状、採択されたことについて口にできないような空気が広がっていることも申し添えておきます。これは不採択の多さとその理由が明確でないことによるものと思われまます。

そして、これは不採択、あるいは審査の遅れに関して、具体的な対応が求められていることへの要望の現れではないでしょうか。

.....

現在のAFFなどの支援策では、カバーしきれない部分についての要望

2、文化芸術の灯を守るため、芸術家、芸術団体へ、引き続き支援を

- 1、 芸術家、スタッフなどフリーランス等の個人に対して、一昨年度、昨年度の芸術関連収入との対比での減収分に対する給付金の支給。
- 2、 劇団等、演劇公演主催団体に対して、上記同様、過去二年間との対比で、売り上げが落ち込んでいる金額に応じた給付金の支給。
- 3、 コロナ禍だからこそ求められている公演の実施のために、助成金補助金の支給が決定済みの公演に対する追加支援。
- 4、 感染状況と医療逼迫状況を踏まえた、科学的根拠のある規制内容を

現状ではかなりの文化施設、自治体において、緊急事態宣言発令の有無に関わらず、50%の制約が設けられているが、その必要性がないと思われる地域も含まれている。これらの地方自治体に対しても適切な指導をお願いしたい。これは学校での芸術鑑賞事業に対する教育委員会の規制も同様である。

5、団体への経常費を含む支援策の開発と法整備を

コロナ禍においてはもちろん、平時においても劇団のみならず、統括団体などの役割は大きなものであり、さらに一層その役割を担っていく必要があります。

組織の業態、規模、法人格に応じた団体への経常費を含む支援策の開発と法整備を要望いたします。

6、芸術家等が安心して仕事に取り組める、業界全体を支える公的な共済制度の創設を

現在の文化芸術が置かれた状態を見るに、公的な共済制度の確立は、国の文化芸術を守り発展させるために、急務であることは明確です。いまだに機能していない「文化芸術復興創造基金」を改革し、国庫の投入を図る、文化庁予算の大幅な拡大、その先にある文化芸術省の創設を遠い未来のことではなく、近々の課題として具体的に作り手たちとともに協議、発展させていくことを要望します。

AFFはもちろん、芸術団体、芸術家、劇場などのスペースへの支援は、まさに緊急事態、迅速な実施が求められています。

昨年度、実施された継続支援事業、収益力強化事業に、大いなる経験を元にさらにより使いやすく文化芸術の継続発展につながる制度設計を施し、多くの人に届く弾力的な運用を施した実施も、大いに考えられるのではないのでしょうか。

演劇緊急支援プロジェクト参加団体

教育演劇研究協会

(公社) 国際演劇協会日本センター

(特非) シアター・アクセシビリティ・ネットワーク

小劇場エイド基金

全国演劇鑑賞団体連絡会議

(一社) 全国専門人形劇団協議会 全国児童・青少年演劇協議会

全国小劇場ネットワーク 全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協) 日本演劇学会

(一社) 日本演劇教育連盟

(公社) 日本演劇協会

(一社) 日本演出者協会

(一社) 日本芸能マネージメント事業者協会(マネ協) (一社) 日本劇作家協会

(一社) 日本劇場技術者連盟

(公社) 日本劇団協議会

(公社) 日本照明家協会

日本新劇製作者協会

日本新劇俳優協会

(特非) 日本青少年音楽芸能協会(青音協)

(公社) 日本児童青少年演劇協会 日本児童・青少年演劇劇団協同組合(児演協)

(協組) 日本俳優連合

(公社) 日本舞台音響家協会

(一社) 日本舞台監督協会

(一社) 日本舞台美術家協会

(特非) 舞台芸術制作者オープンネットワーク(ON-PAM)

(一社) 日本エンターテイメント連盟